

合意書

安曇野赤十字病院（以下、甲という）と保険薬局名称：_____

（以下、乙という）は、乙の保険薬局における甲の院外処方箋に係わる薬剤師法 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

記

第 1 条 不要とする疑義照会事項

甲乙間において、以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- (1)成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）
- (2)内用薬の剤形変更（変更不可の処方を除く）
- (3)内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更（変更不可の処方を除く）
- (4)取り決め範囲内での日数短縮・数量適正化
- (5)薬事承認されている用法
- (6)外用剤の取決め範囲内で用法追加
- (7)一包化、半錠、粉碎あるいは混合
- (8)その他疑義照会を不要と認めたもの

第 2 条 開始時期について

本合意書の開始時期は 2022 年 1 月 5 日とする。

第 3 条 協議事項

本合意書に定めのない事項または本合意書に定める事項の疑義については、甲乙で協議し解決するものとする。

本合意成立の証として、本証書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

名称（甲）：安曇野赤十字病院
住所：安曇野市豊科 5685 番地
代表者氏名：安曇野赤十字病院 院長 木下 修

名称（乙）：
住所：
代表者氏名：